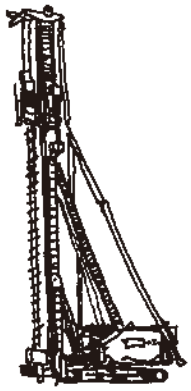

登録番号
第 222 号

車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習　案内書

機体重量が３トン以上の下記機械の運転業務に必要な資格です。

①くい打機・くい抜機（バイブロ等）　②アースドリル
③せん孔機　④アースオーガ　⑤ペーパードレーンマシン
⑥リバースサーキュレーションドリル　等

■受講資格・・・満１８歳以上の男女

■受講コース

※講習料、テキスト代は消費税込み。

受講ｺｰｽ	所持する資格証	建設機械運転経験	特定自主検査記録表のコピー	講習日数	講習料	テキスト代
９Ｈ ｺｰｽ	移動式クレーン運転士免許証	不要	不要	２日	42,200 円	2,800 円
２５Ｈ ｺｰｽ	大型特殊自動車免許証	不要	不要	４日	91,900 円	
	車両系建設機械（整地等）、車両系建設機械（解体用）または不整地運搬車いずれかの技能講習修了証					
	普通・中型または大型自動車免許証	特別教育修了後３ヶ月以上	必要 (※)			

※機械をリース（レンタル）されている場合は、特定自主検査記録表のコピーとあわせて「リース（レンタル）証明書」も必要になります。

■お申込方法（受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 50 分　※日曜日除く）

１．お電話または来校してご予約をお取りください。

２．ご予約後は、下記①②③を講習開始日の１週間前までにFAXまたは郵送してください。

①申込書（黒ボールペンで記入）※建設機械運転経験を必要とするｺｰｽの方は特定自主検査記録表のコピーも必要
②本人確認をできるもののコピー（自動車免許証、健康保険証、住民票 等）
③「■受講コース」の「所持する資格証」欄に該当するお持ちの資格証のコピー

■講習時間 ※遅刻をするとその日の講習を受けられないことがありますので、時間厳守でお願い致します。

入校初日　**午前８：３０** ～ 午後５：５０
２日目以降　午前８：４０ ～ 午後５：５０

実技の時の服装

■持参するもの

・写真１枚（ﾀﾃ 3.0cm ﾖｺ 2.4cm　※無帽、無背景）　・軍手　・作業服
・鉛筆　・消しゴム　・黒ボールペン　・講習料　・テキスト代
※持参できる方はヘルメット、安全靴（学校に無料貸出用も用意しています。）
・「■お申込方法」の②本人確認をできるものの原本と③資格証の原本
・佐倉クレーン学校で取得した技能講習修了証等の原本（お持ちの方のみ。修了証カード化のため。）

千葉労働局長登録教習機関
佐倉クレーン学校　佐倉（さくら）校

〒285-0813　千葉県佐倉市石川 577-1
Tel 043-485-2172　Fax 043-485-6181

[交通案内]

①お車　学校の駐車場（110 台）があります。

②当校送迎バス

（朝）京成佐倉駅 (南口) 8 時 10 分発
→ JR 佐倉駅 (南口) 8 時 25 分発 → 学校到着
（夕）学校発 5 時 55 分
→ JR 佐倉駅 (南口) → 京成佐倉駅 (南口)

③乗合バス（ちばグリーンバス：043-481-0808）

（乗車）ＪＲ佐倉駅 (北口) ２番乗り場：190 円
京成佐倉駅 (南口) ３番乗り場：270 円
（下車）バス停：根郷（ねごう）

④タクシー「佐倉クレーン学校まで」と告げて下さい。

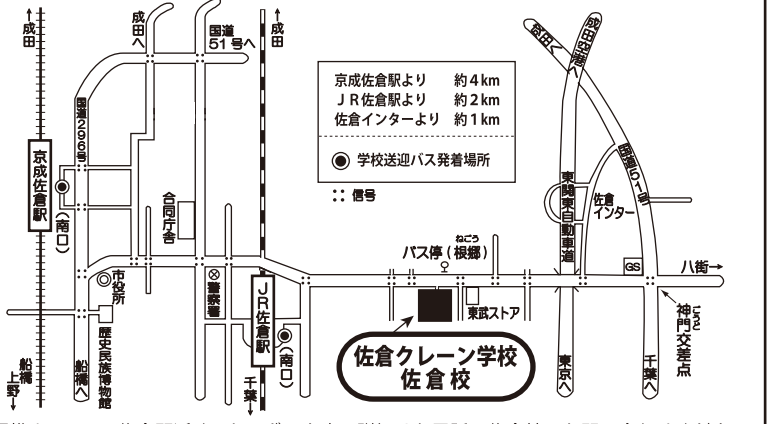

※提携ホテル (JR 佐倉駅近く) もございます。詳細はお電話で佐倉校にお問い合わせください。

●佐倉クレーン学校 神崎（こうざき）校（千葉県香取郡神崎町武田 505-8　TEL 0478-72-4381）もご利用ください。

車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習申込書

佐倉クレーン学校　学校長 殿

裏面の【受講に際しての諸注意】の内容を了承し、下記の通り申込みをいたします。
記載事項に虚偽などがある場合、受講後でも修了証が無効になることがあっても異議申し立てをいたしません。

（学校記入欄）

受講日	平成　　年　　月　　日 ～　　月　　日	No	

※申込書は必ず黒ボールペンで記入してください。また、記入内容の間違いを防ぐため、受講者本人がご記入ください。

ふりがな		男 女	生年月日（満　　才）	本　籍
氏　名			昭和 平成　　年　　月　　日	都 道 府 県
郵便番号	（　　－　　）	電話番号	－　　－	
現住所	都 道 府 県　　市 郡 区			

※満 18 才未満の方は受講できません。（事業者による経験証明を必要とされる方は、満 18 才 3 ヶ月以上に達した方が受講できます。）

会社名		担当者名	
郵便番号	（　　－　　）	電話番号	－　　－
住　所	都 道 府 県　　市 郡 区		

テキスト（教本）	購入する　持参する	← どちらかに○をしてください。（すでにテキストをお持ちの方は「持参する」に○をしてください） ※テキストは出版元の都合により、内容や金額が変更になることがあります。 内容改訂の場合は新しいテキストをご購入いただく必要がございます。予めご了承ください。
領収書のあて名	領収書の必要な方はあて名（会社名・個人名など）のご記入をお願いいたします。	※このあて名で領収書をお切りします。 ※不要な方は斜線（／）を入れてください

下記①②両方のコピーを、申込書に添付してください。（①②の原本は当日持参してください）

① 氏名・生年月日を確認できる本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証、住民票、戸籍抄本　等）
② 所持する免許証、技能講習修了証（下記該当するものに○をしてください。）

◆ の方は「事業者による経験証明（下欄）」と「特定自主検査記録表のコピー」の添付もお願い致します。
（注）機械をリース（レンタル）されている場合は、特定自主検査記録表のコピーとあわせて「リース（レンタル）証明書」も添付してください。

所持する免許証、技能講習修了証（○で囲んでください）

経験証明（不要）	移動式クレーン 運転士免許証	大型特殊 自動車免許証	車両系建設機械 （整地等又は解体用） 運転技能講習修了証	不整地運搬車 運転技能講習修了証

経験証明（↓必要）	◆ 普通・中型・大型 自動車免許証

※添付していただくコピーは、ホチキス等で申込書に留めてください。

事業者による経験証明（※３ヶ月以上の経験）の記入、押印もお願いいたします。

上記の者は特別教育修了後、

車両系建設機械（機体重量３トン未満）の運転業務に、

平成　　年　　月　　日 から 平成　　年　　月　　日 まで

　　年　　ヶ月 の間従事した経験があることを証明します。

（証明日）　平成　　年　　月　　日

事業所名
所在地
代表者氏名　　ゴム印　　代表取締役印

※ゴム印と代表取締役印の欄は、手書き、認印及び角印のみは不可。

ご記入いただきました個人情報は、講習目的以外には利用することはありません。

【 受講に際しての諸注意 】

車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習

佐倉クレーン学校では、千葉労働局の指導のもと、安全に業務を行うために必要な講習を行っており、講習内容は業務規定に基づいて実施しております。下記内容を事前にご了承のうえ受講いただきますようお願い申し上げます。

■学科講習について

学科試験で不合格になりますと、次回以降の学科講習を再度受講していただくことになりますので、しっかり授業を聴いて下さい。

■実技講習について

実技講習は１０人以内を１単位で行います。自分の練習後は、他の受講生の練習を見て、良いところを確認してください。上達の近道ですし、この時間も講習時間の一部となっています。

■留意事項等

１．遅刻・早退・欠席をした場合

原則は、次回以降の講習を受講していただきます。ただし、遅刻・早退でやむをえない事情がある場合に限り、30 分以内の遅刻・早退については補講（有料）を受けることができます。

学科補講料（30分以内）	1,000円
実技補講料（30分以内）	2,000円
学科欠席の再受講（別指定日）	3,000円
実技欠席の再受講（別指定日）	4,000円
学科再講習料（追試験含む）	3,000円
実技再補講料（追試験含む）	3,000円

２．学科試験・実技試験で不合格になった場合

学科：次回以降の学科講習を再講習・追試験。

実技：当日又は翌日以降、再補講・追試験。

３．その他

①実技講習中はヘルメット・安全靴を必ず着用してください。（無料貸出あり）

②講習中の携帯電話の使用、居眠り、酒気帯び、不必要な私語、無許可の離席は禁止します。

③秩序を乱す行為（受講態度不良等）を繰り返す場合は退学を勧告することがあります。

④納入された受講料は原則として返金いたしません。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">【時間割】</th><th colspan="4">２５Hコース</th><th colspan="2">９Hコース</th></tr>
<tr><th>1日目</th><th>２日目</th><th>３日目</th><th>４日目</th><th>1日目</th><th>２日目</th></tr>
<tr><td>1</td><td>8:40～ 9:40</td><td rowspan="4">学科</td><td rowspan="3">学科</td><td rowspan="4">実技</td><td rowspan="3">実技</td><td rowspan="3">学科</td><td rowspan="3">実技</td></tr>
<tr><td>2</td><td>9:45～10:45</td></tr>
<tr><td>3</td><td>10:50～11:50</td></tr>
<tr><td>4</td><td>11:55～12:55</td><td>学科試験</td><td>実技試験</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>昼</td><td>（12:55～13:35）</td><td colspan="4">（昼休み）</td><td colspan="2">（昼休み）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>13:35～14:35</td><td rowspan="3">学科</td><td rowspan="4">実技</td><td rowspan="4">実技</td><td rowspan="4"></td><td>学科試験</td><td>実技</td></tr>
<tr><td>6</td><td>14:40～15:40</td><td rowspan="3"></td><td>実技試験</td></tr>
<tr><td>7</td><td>15:45～16:45</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>8</td><td>16:50～17:50</td><td></td><td></td></tr>
</table>

※学科・実技試験ともに合格された方は、その日に技能講習修了証を交付いたします。

事業者証明についてのお願い

【　車両系建設機械（基礎工事用）：２５時間（４日コース）　】

本コース受講の申込みにあたり事業者の証明をされる方は、下記をご確認ください。

＜実務経験の証明とは＞
車両系建設機械（整地等）の特別教育を修了後、機体重量３トン未満の建設機械の運転をした期間を、事業者の責任において証明するもの。

「建設機械運転経験３ヶ月以上ある」という事業者の証明と特定自主検査記録表（※別紙参照）のコピーを添付することにより、講習時間 35 時間中の **１０ 時間**（走行実技）が免除されます。（当校では 35 時間コースは実施しておりません。）
この１０ 時間免除の根拠となる非常に重要な証明ですので、事業者の方は責任を持って証明されるようお願いします。

証明その他に不備がないか、**必ず事前にＦＡＸで確認をとってから**、申込書等の郵送をお願い致します。

【記入例】

事業者による経験証明（※３ヶ月以上の経験）の記入、押印もお願いいたします 。

上記の者は特別教育修了後、 車両系建設機械（機体重量３トン未満）の運転業務に、 平成 22 年 10 月 1 日 から 平成 23 年 6 月 30 日 まで 年 9 ヶ月 の間従事した経験があることを証明します。	（証明日） 平成 23 年 7 月 1 日 事業所名 株式会社千葉丸建設工業 所在地 千葉県佐倉市石川 577-1 代表者氏名 代表取締役　千葉一郎 電話　043-485-2172

必ず【代表取締役印】を押してください。

下記のものは証明とは認められませんので、申し込みをされてもお受けできません。

千葉丸建設工業
代表　千葉一郎
千葉県佐倉市石川 577-1

法人登記されていない個人事業主の証明

株式会社千葉丸建設工業
代表取締役　千葉一郎
千葉県佐倉市石川 577-1
電話　043-485-2172

手書きや角印だけのもの

株式会社佐倉丸建設工業
業務部長　業務五郎
千葉県佐倉市石川 577-1
電話　043-485-2172

事業者でない証明

当局の指導で、事業者による実務経験の証明には特定自主検査記録表のコピーの添付が義務付けられております。また、監査で上記の証明が否認され、時間数の不足ということで資格証の取り消しという事態が過去に起きております。そのようなことがないよう万全を期しておりますのでご協力をお願いします。

千葉労働局長登録教習機関　佐倉クレーン学校（佐倉校）
☎043-485-2172　　FAX043-485-6181

特定自主検査記録表について

特定自主検査記録表のコピーの提出を必要とされる方は、下記をご確認ください。

＜特定自主検査とは＞　労働安全衛生法第 45 条、労働安全衛生規則第 167 条・第 169 条
事業者は、車両系建設機械について１年以内ごとに１回、定期的に、有資格者による自主検査をしなければいけません。この定期自主検査を特定自主検査といいます。
検査の記録は３年間の保存義務があります。

車両系建設機械の「運転経験の証明を必要とするコース」を受講する方は、運転に使用した建設機械の**機体重量３トン未満の特定自主検査記録表のコピー**をお願い致します。
また、特定自主検査記録表コピーの「性能」欄の余白に、**【機体質量】をご記入ください。**
※【機体質量】は、機械のカタログや取扱説明書に記載があります。ご不明な場合は機械のメーカーにお問い合わせください。
機械をリース（レンタル）で使用している場合は、特定自主検査記録表のコピーの他に「**リース（レンタル）証明書**」も添付してください。
※リース（レンタル）証明書につきましては、当校の雛形「賃貸借証明書」がございます。

【 特定自主検査記録表の例 】
※機体質量３トン未満のものに限ります。

【 機体質量 】を「性能」欄の余白にご記入ください。

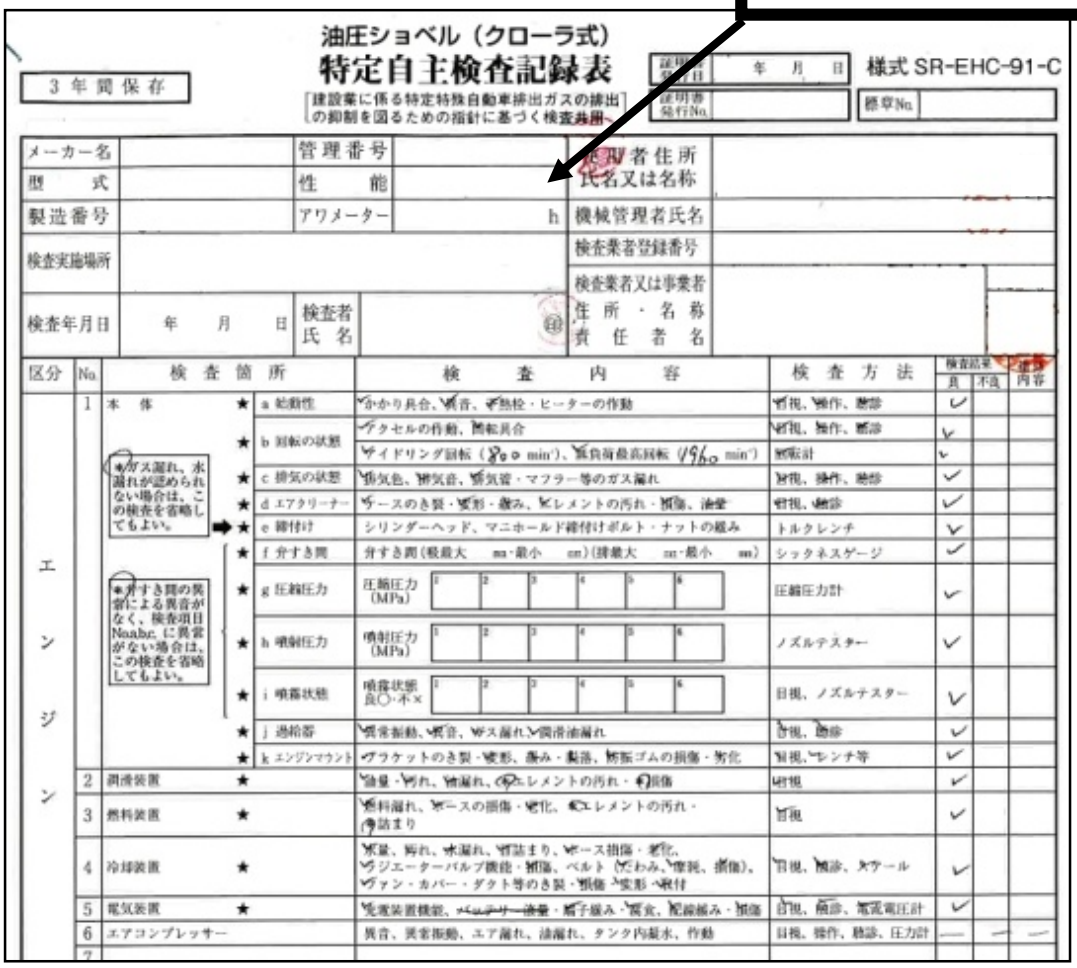

油圧ショベル（クローラ式）
特定自主検査記録表
（建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査用）

3 年 間 保 存

様式 SR-EHC-91-C

メーカー名		管理番号	
型　　式		性　　能	
製造番号		アワメーター	h
検査実施場所			
検査年月日	年　月　日	検査者氏名	

使用者住所氏名又は名称	
機械管理者氏名	
検査業者登録番号	
検査業者又は事業者住所・名称責任者名	

区分	No.	検査箇所		検査内容	検査方法	検査結果 良	不良	措置内容
エンジン	1	本体	★ a 始動性	かかり具合、異音、熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	✓		
			★ b 回転の状態	アクセルの作動、回転具合	目視、操作、聴診	✓		
		※ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。	★ c 排気の状態	アイドリング回転（800 min⁻¹）、定格負荷最高回転（1960 min⁻¹）	回転計	✓		
			★ d エアクリーナー	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓		
			★ e 締付け	ケースのき裂・変形・傷み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、触診	✓		
			★ f 弁すき間	シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み	トルクレンチ	✓		
		※弁すき間の異音による異音がなく、検査項目No.a,b,c,に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	★ g 圧縮圧力	弁すき間（吸最大　mm・最小　cm）（排最大　mm・最小　mm）	シックネスゲージ	✓		
			★ h 噴射圧力	圧縮圧力（MPa） 1 2 3 4 5 6	圧縮圧力計	✓		
			★ i 噴霧状態	噴射圧力（MPa） 1 2 3 4 5 6	ノズルテスター	✓		
			★ j 過給器	噴霧状態 良○ 不× 1 2 3 4 5 6	目視、ノズルテスター	✓		
			★ k エンジンマウント	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	✓		
				ブラケットのき裂・変形、傷み・亀裂、防振ゴムの損傷・劣化	目視、テンチ等	✓		
	2	潤滑装置	★	油量・汚れ、油漏れ、エレメントの汚れ・損傷	目視	✓		
	3	燃料装置	★	燃料漏れ、ケースの損傷・劣化、エレメントの汚れ・詰まり	目視	✓		
	4	冷却装置	★	量、汚れ、水漏れ、詰まり、ケース損傷・劣化、ラジエーターバルブ機能・損傷、ベルト（たわみ、摩耗、損傷）、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、触診、テスター	✓		
	5	電気装置	★	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、電流電圧計	✓		
	6	エアコンプレッサー		異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	—	—	—
	7							

千葉労働局長登録教習機関　佐倉クレーン学校
☎043-485-2172　　FAX043-485-6181

申込書再確認のご依頼（経験証明ｺｰｽ）

この度は、佐倉クレーン学校の技能講習にご予約いただきありがとうございます。
実務経験の証明を必要とする場合、事前確認のために申込書等の FAX をお願いしておりますが、この書類要件が大変厳しくなっているために不備が多くなっております。

お手数をおかけいたしますが、FAX をお送りいただく前に、下記チェック項目につきまして再度ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

2010 年 4 月より「経験証明を必要とする講習の申込み」について労働局の指導が厳しくなっております。当校は年１回、千葉労働局の監査があり、経験証明コースの申込書は常に監査対象となっております。このため、申込書に不備がある場合、受講をお断りさせていただいております。ご面倒をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【 用語 】　［経験期間］･･･ 申込書に記入された経験期間
［特自表］　･･･ 特定自主検査記録表
［賃借証］　･･･ 賃貸借証明書

	内容
①	証明の印鑑は、法人登記の代表者印を押印していますか？
②	受講生の所属会社と、証明欄に押印した会社は同じですか？ ※現在の所属会社と異なる会社が経験証明をした申込書は不可。
③	[経験期間] と [特自表] の有効期間（検査日から１年）が、３ヶ月以上重なっていますか？
④	[特自表] に機体重量を手書きしてありますか？ ※ kg でご記入ください（例：2800kg）。3000kg 以上は不可。
⑤	申込書の会社名と [特自表] に記載の使用者は同じですか？ ※リース、レンタルの場合は [賃借証] が必要です。
⑥	[特自表] と [賃借証] の製造番号は同じですか？ ※リース、レンタルの場合のみご確認ください。
⑦	[経験期間] と [賃借証] の賃借期間が、３ヶ月以上重なっていますか？※リース、レンタルの場合のみご確認ください。